

# <更新用 2018年7月改訂版>

ジーエスワン

## 「GS1事業者コード更新申請書」受付時のチェックポイント

窓口に備え、申請書チェック時にご利用ください（2018年7月からチェック項目が変更されました）。

### 記入例

「GS1事業者コード更新規約」および「はじめのページガイド」記載の諸条件に同意し、更新申請料を納付の上、下記の通り申請します。  
※印の項目は、「GS1事業者コード更新規約」第8条により、「GS1登録事業者情報検索サービス(GEPIS)」の情報として、当センターのウェブサイト等に公開されます。

フリガナ イッペンガイザンホウジン リュウツウ システム カイハツ センター  
一般財団法人 流通システム開発センター  
~~ガイザンホウジン リュウツウ システム カイハツ センター~~  
~~財団法人 流通システム開発センター~~

種別  法人  個人  
法人番号 9:9:9 この数字は原本です。: 9:9:9 代表者氏名 流通 一郎  
変更理由 03 法人形態の変更 業態分類コード 403  
03 単なる名称変更 (略号変更、CIなど)

所在地 港区赤坂7-3-7  
フリガナ 港区赤坂7-3-7  
ビル名 ブラス・カナダ3F  
電話番号 03-5414-8500

申請料算定区分 01:区分I 02:区分II  
★年商 9億1,000万円 ←必ずご記入ください。 合計 (54,000)円  
★ランク(A~F)と更新申請料 (裏面をご参照の上、ご記入ください。)  
D × (1) = ( 32,400 ) 円  
A × (1) = ( 21,600 ) 円

主要取引先 株式会社: ザイイキチ  
主要商品名 チョコレート 取扱品目 105  
商品名 JAN企業コード 資料コード 199 301  
利用用途 JANコード  
フリガナ 流通 小五郎 電話番号 03-5414-8500  
フリガナ 流通標準本部 電話番号 03-5414-8503  
フリガナ イッペンガイザンホウジン リュウツウ システム カイハツ センター  
一般財団法人 流通システム開発センター  
~~財団法人 流通システム開発センター~~

### GS1事業者コード更新申請書

発行日 20XX年XX月XX日

〒107-0052  
東京都港区赤坂7-3-37  
ブラス・カナダ3F  
財団法人 流通システム開発センター  
流通標準本部  
流通 三四郎 様

財団法人 流通システム開発センター 御中  
貴事業者に貸与されたGS1事業者コードは、20XX年10月で有効期限切れを迎えます。  
更新後の有効期限は、20XX年10月末です。

GS1事業者コード	備考
456995111	標準9桁1コード
499687	短縮1コード

インターネット申請ID: 41807066249 パスワード: KA4APA9HYJ <http://www.dsri.jp/jan/>  
上記ID・パスワードにより更新手続きができます。同封の「更新・返還手続きのご案内」をご確認ください。  
更新しない場合は本紙裏面の返還届をご提出ください。(インターネット申請には一部制限があります。)

ご利用明細票  
お取扱日 店番 取扱番  
取扱店 00130-7 27994  
取扱金額 \* 100円未満 \*0  
入金額 \* 100 \* 100  
入金日 \* 100 \* 100  
入金回数 \* 100 \* 100  
入金総額 \* 100 \* 100

各地方商工会議所・商工会受付処理欄  
交付番号 XX 商工会受付処理欄 六本木商工会議所  
交付日 10/15 担当者名 商工花子  
商工会議所・商工会連合会のコードおよび名称  
コード (17xx) 六本木

当センター(処理欄)  
有効期限 年 月 末  
振込用紙No. 1909-00319  
通知書No. 12030031  
(申請書の提出先・お問い合わせ先)  
一般財団法人  
流通システム開発センター  
〒107-0052 東京都港区赤坂  
7-3-37 ブラス・カナダ3F  
TEL 03-5414-8511  
FAX 03-5414-8503

↑受領証のコピーが枠内に収まらない場合は裏面に貼付してください。

※事業者がすでにインターネットから更新申請をしている場合は、本申請書の提出は不要です。

### 更新申請書の書式改訂点 (2018年7月~)

申請項目名<変更前>	申請項目名<変更後>
業態区分 10 製造業 20 卸・小売業 30 サービス業等	申請料算定区分 区分I 区分II (内容は変更なし)
用途分類コード	取扱品目コード (内容に一部変更あり)
追加された申請項目 種別 (法人・個人)	申請内容 法人番号がある場合: 「法人」を選択 法人番号がない場合: 「個人」を選択
業態分類コード	事業者の業態を下記の中から選択 100 製造業・生産者 401 医療機関 200 卸売業 402 物流業 300 小売業 403 サービス業 500 官公庁
利用用途	GS1事業者コードを利用する用途を選択 「JANコード」・「その他」から選択

旧書式の更新申請書も受付可能です。

## チェックするにあたって

- ・ 事業者の確認をとった際は、申請書に内容をメモした付箋をつけてお知らせください。  
例：「商品部〇〇様に～であることを商工会議所の〇〇が確認済」。
- ・ 商工会議所・商工会担当者が訂正、もしくは未記入の部分を記入する場合、必ず申請者に確認をとったうえで、**商工会議所・商工会担当者の訂正印を押してください。**
- ・ 事業者からの伝言事項（緊急時連絡先等）がある場合は、必ず**その内容を付箋にメモし、お知らせください。**

次の手順で更新申請書のチェックを行い、送付してください。

### ステップ1 申請書の記入内容をチェックしてください。

◆左記記入例にある①～④について、下記のとおり確認してください。

#### ① 申請料算定区分（旧「業態区分」）

- ・ 事業者の該当する区分が選択されていますか

→ **区分Ⅰ**：年商の50%以上が「製造事業」、「自社商品の販売事業」の売上に該当する事業者は区分Ⅰを選んでください。

- ・ 製造事業とは、「モノ」を製造（加工）販売している事業をいいます。
- ・ 自社商品の販売事業とは、オリジナル商品・プライベートブランド商品（製造を外注しているものも含む）を取引先や消費者等に販売している事業をいいます。

→ **区分Ⅱ**：年商の50%以上が「卸売事業」、「小売事業」、「サービス事業等」の売上に該当する事業者は区分Ⅱを選んでください。

- ・ 卸売事業とは、他社から完成品を仕入れ、加工せず取引先に販売している事業をいいます。
- ・ 小売事業とは、他社から完成品を仕入れ、加工せず消費者等に販売している事業をいいます。  
※自社商品の販売事業は、区分Ⅰに含まれます。
- ・ サービス事業等とは、サービス（無形の商品）を提供している事業をいいます。  
（例）飲食業、ホテル、物流業、不動産業、エンターテインメント、広告・イベント業、金融・保険業、各種学校、電力・ガス・通信業、医療機関、官公庁等

#### ② 年商

- ・ 事業者全体の年間の総売上高（直近の年間決算の数字）が記入されていますか。  
年商が「0」になっている場合は、その理由を確認のうえ、付箋にメモし、お知らせください（例：休眠していた）。  
（書籍 JAN コードを取得されている場合は、書籍の売上を差し引いた額を記入してください。  
定期刊行物コード（雑誌）を取得されている場合は、雑誌の売上を差し引いた額を記入してください。）

### ③ ランクと更新申請料

- 「申請料算定区分」、「年商」、「標準・短縮タイプ」、「コード数」に応じたランクと申請料が記入されていますか。

(2) 申請料算定区分 (前回貴事業者が登録した区分です。)

01: 区分 I    02: 区分 II

標準タイプ: 30-サービス業等

短縮タイプ: ~~30-サービス業等~~

★年商 (最新の決算期における貴事業者全体の年間総売上高をご記入ください。)

9 億 1,000 万円 ← 必ずご記入ください。

★ランク(A~F)と更新申請料 (裏面をご参照の上、ご記入ください。)

標準ランク D × (1) = ( 32,400 ) 円

短縮ランク A × (1) = ( 21,600 ) 円

合計 ( 54,000 ) 円

【ランクと更新申請料】 申請料算定区分と年商を確認し、ランクと更新申請料を記入してください。

(消費税8%込)

申請料算定区分	年商	ランク	更新申請料 (3ヵ年分)
01.区分 I	500億円以上	A	216,000円
	50億円以上 ~ 500億円未満	B	108,000円
	10億円以上 ~ 50億円未満	C	64,800円
	5億円以上 ~ 10億円未満	D	32,400円
	1億円以上 ~ 5億円未満	E	32,400円
	1億円未満	F	10,800円
02.区分 II	1,000億円以上	A	216,000円
	500億円以上 ~ 1,000億円未満	B	108,000円
	100億円以上 ~ 500億円未満	C	64,800円
	50億円以上 ~ 100億円未満	D	32,400円
	10億円以上 ~ 50億円未満	E	32,400円
	10億円未満	F	10,800円

※標準タイプのGS1事業者コードを複数貸与されている事業者は、上表の更新申請料に ( ) 内の数字を掛けた金額を記入してください。(GS1事業者コードの桁数が7桁の場合は1コードごと、9桁の場合は100コードごとに更新申請料が必要です。9桁は100コードまでは同一料金です。)

(消費税8%込)

申請料算定区分	年商	ランク	更新申請料 (3ヵ年分)
01.区分 I	5億円以上	A	21,600円
	5億円未満	E	10,800円
02.区分 II	50億円以上	A	21,600円
	50億円未満	E	10,800円

※短縮タイプのGS1事業者コードを貸与されている事業者は、「短縮ランク」と印字されています。上表の更新申請料に ( ) 内の数字を掛けた金額を記入してください。

### ④ 払込受領証コピー

- 記入されている申請料と、貼付されている払込受領証のコピーの金額が合っていますか。

振込額が不足している場合 } 裏面の登録申請書ステップ1「振込額が不足している場合」「振込額が過剰の場合」記載

振込額が過剰の場合 } のとおり対応してください。

**ステップ2** チェック完了後、「⑤各地商工会議所・商工会受付処理欄」を記入してください。

- 商工会議所の場合は、「商工会議所名」、「受付日」、「受付番号」、「担当者名」、「商工会議所コード (4桁)」を記入してください。
- 商工会の場合は、「商工会名」、「受付日」、「受付番号」、「担当者名」を記入してください。

**ステップ3** 「更新申請書」を送付してください。

- 商工会議所の場合は、更新申請書のコピーをとり、受付台帳に記入し日商へ送付してください。
- 商工会の場合は、更新申請書のコピーをとり、受付台帳に記入し各商工会連合会へ送付してください。
- 開発センターに直送しないでください。